

・収入を証明する書類

入居申込み者及び同居親族で、16歳以上（無収入の就学者を除く）の方は全員下記の区分により、あてはまる書類を全て提出してください。

※各募集時期によって収入を証明する書類が違います。お間違えの無いようご注意ください。



募集時期	1期（5月） 対象者の状況及び提出書類
給与所得者 （サラリーマン） （専業従事者）	①令和3年1月1日以前から申込日までに勤務先に変更がない方 ・令和3年分の源泉徴収票
	②令和3年1月2日以降に就職し、申込日までに勤務先に変更のない方 ・給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）
	③産休・育児休暇中の方 ・休職期間がわかる書類（勤務先からの証明必要）及び給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）
事業所得者 （自営業者） （家事従事者） （外交員）	①令和3年1月1日以前から申込日まで同じ事業を営んでいる方 ・令和3年分の確定申告書（写）（第1表・第2表） （税務署への届出確認が記載されていること）
	②令和3年1月2日以降に事業を始めた方 ・収支明細書B（P54）
年金・恩給受給者	①令和3年1月1日以前から受給されている方 ・令和3年分の源泉徴収票（はがき）
	②令和3年1月2日以降に受給開始された方 ・証書の写し及び年金はがき（年金裁定通知書・改訂通知書等）
生活保護受給者	・福祉事務所長の証明書
無職者 （16歳以上の学生含む）	①申込日現在無職で収入のない方 ・無職であることの確認書 （地区民生委員発行） ※地区民生委員については市町村役場におたずねください。
	②雇用保険受給中の方 ・受給資格者証もしくは雇用保険被保険者離職票（1・2）
	③退職（予定）証明書（受付末日までのもの）
	④学生証等就学を証明できる書類。ただし、無職確認書を求める場合があります。

第2期（8月）・第3期（11月） 対象者の状況及び提出書類	第4期（1月） 対象者の状況及び提出書類
①令和3年1月1日以前から申込日まで勤務先に変更がない方 ・令和3年分の所得証明書（所得控除等の記載のあるもの） ※市役所・役場の税務担当課発行（有料）のもの。	①令和4年1月1日以前から申込日までに勤務先に変更がない方 ・令和4年分の源泉徴収票
②令和3年1月2日以降に就職し、申込日までに勤務先に変更のない方 ・給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）	②令和4年1月2日以降に就職し、申込日までに勤務先に変更のない方 ・給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）
③産休・育児休暇中の方 ・休職期間がわかる書類（勤務先からの証明必要）及び給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）	③産休・育児休暇中の方 ・休職期間がわかる書類（勤務先からの証明必要）及び給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）
①令和3年1月1日以前から申込日まで同じ事業を営んでいる方 ・令和3年分の所得証明書（所得控除等の記載のあるもの） ※市役所・役場の税務担当課発行（有料）のもの。	①令和4年1月1日以前から申込日まで同じ事業を営んでいる方 ・令和4年分の確定申告書（写）（第1表・第2表） （税務署への届出確認が記載されていること）
②令和3年1月2日以降に事業を始めた方 ・収支明細書B（P54）	②令和4年1月2日以降に事業を始めた方 ・収支明細書B（P54）
①令和3年1月1日以前から受給されている方 ・令和3年分の所得証明書（所得控除等の記載のあるもの） ※市役所・役場の税務担当課発行（有料）のもの。	①令和4年1月1日以前から受給されている方 ・令和4年分の源泉徴収票（はがき）
②令和3年1月2日以降に受給開始された方 ・証書の写し及び年金はがき（年金裁定通知書・改訂通知書等）	②令和4年1月2日以降に受給開始された方 ・証書の写し及び年金はがき（年金裁定通知書・改訂通知書等）
・福祉事務所長の証明書	・福祉事務所長の証明書
①申込日現在無職で収入のない方 ・無職であることの確認書 （地区民生委員発行） ※地区民生委員については市町村役場におたずねください。	①申込日現在無職で収入のない方 ・無職であることの確認書 （地区民生委員発行） ※地区民生委員については市町村役場におたずねください。
②雇用保険受給中の方 ・受給資格者証もしくは雇用保険被保険者離職票（1・2）	②雇用保険受給中の方 ・受給資格者証もしくは雇用保険被保険者離職票（1・2）
③退職（予定）証明書（受付末日までのもの）	③退職（予定）証明書（受付末日までのもの）
④学生証等就学を証明できる書類。ただし、無職確認書を求める場合があります。	④学生証等就学を証明できる書類。ただし、無職確認書を求める場合があります。